

横浜市経済局 中小貨物運送事業者の皆様に 支援金を交付します！

地域経済や市民生活を支える重要なインフラである物流を維持するため、燃料価格の高騰等の影響を受けている市内の中小貨物運送事業者の皆様を対象に支援金を交付します。

交付対象者

次のすべての要件を満たす事業者が交付対象となります。

- ① 中小貨物運送事業者（※）であること。
- ② 市内に営業所を有していること。
- ③ 令和6年4月1日時点において①の事業を実施しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者であること。

※資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であって、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可を受けた法人又は個人とします。

交付金額

1事業者あたり**10万円**



申請は法人又は個人事業主単位です。
市内に複数の営業所を有する場合も、**営業所単位での申請はできません。**

申請受付期間

令和7年4月15日（火） ～ 令和7年7月31日（木）【厳守】

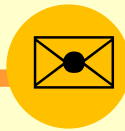
※申請は先着順とし、予算の範囲を超えた場合にはその時点で受付を終了します。

申請から交付までの流れ

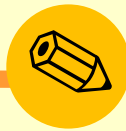


申請書類一式を
郵送または電子申請で
提出します。

概ね
2～3週間程度



申請書類の審査後、
交付決定兼交付額確定通知書
が横浜市から届きます。



支援金振込先の
口座情報等を記載した、
交付請求書等を
郵送または電子申請で
提出します。

適法な請求書受理後、
概ね30日程度



指定の口座に支援金が
振り込まれます。

申請方法

次のHPから、申請書類をダウンロードのうえ、必要な添付書類を添えて
郵送または**横浜市電子申請・届出システム**で提出してください。

横浜市 貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/other/kamotsu.html>



主な提出書類

申請時

- (1) 横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 自動車検査証記録事項（写し）※1台分
- (3) 「脱炭素取組宣言」確認書若しくは宣言書
または「脱炭素取組宣言」に関する申出書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

交付決定・交付額決定後

- (1) 横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付請求書（第8号様式）
- (2) 横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金 交付決定兼交付額確定通知書（写し）
- (3) 口座名義人・金融機関名・口座番号が分かるもの（写し）



申請を行うにあたっては、
ホームページに掲載されている「募集案内」をよくご確認ください！

申請書類提出先

郵送

〒225-8663
日本郵便株式会社
青葉郵便局私書箱3号

横浜市貨物運送事業者支援金
受付事務局 宛

横浜市電子申請・届出システム

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等
対策支援金 申請フォームURL



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/6b5e04fa-d058-481f-bb9f-9d691cb51047/start>

お問合せ

横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金
受付事務局 コールセンター

045-912-2560

受付時間 9:00～17:00
(土日祝日は除く)

支援金申請にあたっては

脱炭素取組宣言をお願いします！

横浜市Webサイトからすぐに宣言できます！ ※3～5分程度

宣言はこちら



※支援金についての詳細は横浜市HPからご確認ください。

「横浜市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金」HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/other/kamotsu.html>

本支援金は国の重点支援地方交付金を活用した事業です。



検索

横浜市 貨物運送事業者 支援金